

財政の健全化判断比率と資金不足比率について

政策調整課 内線 313

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、財政の健全性を表す指標（4つの健全化判断比率及び資金不足比率）の公表が義務づけられています。

扶桑町の平成29年度決算における財政の健全化判断比率等は次のとおりです。

単位：%

	健全化判断比率				⑤公営企業における資金不足比率
	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率	
扶桑町の状況	ない (黒字)	ない (黒字)	1.2	ない [将来負担額よりも、それに充てることができる財源の方が多い]	ない [資金不足額がない]
⑥早期健全化基準	14.20	19.20	25.0	350.0	20.0 (経営健全化基準)

- ① 一般会計等（扶桑町では、一般会計と土地取得特別会計）の赤字額の標準財政規模に対する割合
- ② 全会計（扶桑町では、一般会計・土地取得特別会計・国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・公共下水道事業特別会計）の連結赤字額の標準財政規模に対する割合
- ③ 一般会計等が負担する、元利償還金等（地方公共団体が借りた借金の返済金等）の標準財政規模を基本とした割合（3年平均）
- ④ 一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模を基本とした割合
- ⑤ 公営企業会計（扶桑町では、公共下水道事業特別会計）の赤字に相当する額の事業規模に対する割合
- ⑥ 財政の健全化の目安となる基準。基準を超えた場合は、自治体が自主的に財政健全化計画を定め、財政再建に努めなければなりません。（①と②は各自自治体の標準財政規模により異なる。）

※平成29年度扶桑町の標準財政規模：65億7,443万円

町政への意見・問い合わせ等の受付について

政策調整課 内線 316

扶桑町では、町民の皆様より幅広くご意見をお聞きしています。

今回は平成29年度に受け付けしました件数及び内容の一部をお知らせします。

◆意見・問い合わせ等の受付件数について (匿名のものを含む)

受付方法	件数
手紙（役場設置の投書箱に投かんのも含む。）	56
電子メール（問い合わせ用アドレスに着いたもの。）	315
合計	371

◆主な意見・問い合わせ

- ・各種申請手続き（戸籍謄本、転出届、住所変更、証明書等）について
- ・助成金・補助金・手当て・給付金について
- ・ごみ（収集、分別の仕方）について
- ・側溝（清掃、新設）、カーブミラーについて
- ・施設（図書館、福祉センター、学習等、保育園）について
- ・ふるさと納税について

◆内訳について

内訳	件数
回答した意見（意見の一部でも回答したものを含む。）	250
匿名等の理由により回答不能となった意見	121
合計	371

皆様からいただきました意見や質問をもとに、今後もよりよい町政を目指していきます。